

## 福祉事業所製品販売会

障がいのある皆さんが一つ一つ丁寧に作ったお菓子や食品、雑貨などを販売します。

- 都合により、変更となる場合があります。変更の際は海田町ホームページにてお知らせします。
- ※完売時は終了時間前に終了することがあります。

- 事業所名 レスペランス
  - 日時 5月8日(金)11時30分頃～13時頃
  - 製品 お弁当
  - 事業所名 ユキ園
  - 日時 5月15日(金)11時45分頃～12時45分頃
  - 製品 シフォンケーキ、クッキーなど
  - 事業所名 海田なかよし実習所
  - 日時 5月19日(火)11時30分頃～12時30分頃
  - 製品 クッキー、焼き菓子など
  - 事業所名 ポーポーの木
  - 日時 5月26日(火)11時45分頃～13時頃
  - 製品 パン、クッキーなど
- 共通
- 場所 役場1階町民交流スペース
  - 社会福祉課(役場2階)
  - ☎823-9207 FAX.823-9627

## 令和8年度海田町新規店舗出店等促進補助金

町内での新規店舗出店や既存店舗の新たな業態展開に必要な設備投資にかかる経費の一部を助成します。

- 対象
    - ・3年以上の事業実績を有する事業者
    - ・小売業または飲食サービス業を営む予定の事業者
    - ・補助事業完了後、3年以上継続して、町内で事業を実施する予定の事業者
    - ・国税および地方税の滞納がない事業者
  - 申し込み 6月23日(火)まで
- くわしくは、海田町ホームページを確認してください。
- ☎資産活用課(役場3階)
- ☎823-3152 FAX.823-9203

## 自転車の交通違反に「青切符制度」が導入されました

令和8年4月1日(水)から、自転車にも「交通反則通告制度(青切符制度)」が導入されました。

これにより、16歳以上の人が自転車で交通違反をした場合、運転免許の有無にかかわらず、反則金の納付を通告されます。反則金を納付した場合、刑事罰を科されることはありません。

## 【違反行為と反則金額の一例】

| 違反行為             | 反則金額    |
|------------------|---------|
| 携帯電話使用など(ながらスマホ) | 12,000円 |
| 遮断踏切立ち入り         | 7,000円  |
| 右側通行(逆走)         | 6,000円  |
| 信号無視             | 6,000円  |
| 一時不停止            | 5,000円  |
| 無灯火              | 5,000円  |
| 傘さし運転            | 5,000円  |
| ブレーキ不良           | 5,000円  |
| 二人乗り             | 3,000円  |
| 並走               | 3,000円  |

なお、飲酒運転や妨害運転などの特に悪質な違反に対しては、これまで通り、赤切符が適用(刑事手続きに移行)されます。

くわしくは、海田町ホームページを確認してください。

- 地域みらい課(役場3階)
- ☎823-9219 FAX.823-9203

## 人権相談所を開設します

相談内容は差別、私的制裁、いじめ、体罰、虐待、家庭内暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー、近隣のもめごとなど幅広い相談を受け付けます。相談の内容は秘密厳守されます。

- 日時 6月10日(水)10時～15時まで
- 場所 役場1階 多目的室1-1A
- 対象 どなたでも
- 相談員 海田町人権擁護委員・司法書士
- 費用 無料
- 社会福祉課(役場2階)
- ☎823-9207 FAX.823-9627

## 家庭用防犯カメラ 録画機能付きインターホンの設置費補助

まだ間に合います！  
購入および設置で最大1万円補助！

防犯意識の向上と、安全安心なまちづくりの推進のため、自らが居住する住宅に次の機器を設置した町民に対して、経費の補助を行っています。

- ・家庭用防犯カメラ
  - ・録画機能付きインターホン
  - 補助概要 機器の購入および設置に要する経費の2分の1の額(100円未満切り捨て)で、1万円を上限とします。ただし、一世帯につき1回限りとします。
  - 受付期間 7月31日(金)まで
  - 申し込み 機器の購入設置後に、必要書類を地域みらい課へ提出。※予算がなくなり次第終了となります。
- くわしくは海田町ホームページを確認してください。
- ☎地域みらい課(役場3階)
- ☎823-9219 FAX.823-9203

## 令和8年度海田町創業支援補助金

町内で創業3年以内の中小企業者に対して、創業時などの経費の一部を助成します。

- 対象
    - ・新規創業後3年以内の中小企業者
    - ・町内で創業する事業者
    - ・本社を海田町に置く事業者
    - ・広島安芸商工会の支援、助言を受けている事業者
    - ・補助事業完了後、3年以上継続して、町内で事業を実施する予定の事業者
    - ・市町村税の滞納がない事業者
  - ※申請には、広島安芸商工会からの意見書が必要です。意見書の作成には、期間を要しますので、早めに広島安芸商工会(☎822-3728)へ相談してください。
  - 申し込み 5月20日(水)まで
- くわしくは、海田町ホームページを確認してください。
- ☎資産活用課(役場3階)
- ☎823-3152 FAX.823-9203

## 海田町役場休日窓口開庁日

- 今月の休日開庁日 5月9日(土)
- 開庁時間 8時30分～17時15分
- 業務内容 住民票、戸籍関係証明書の発行、印鑑登録および証明書の発行、旅券(パスポート)の交付の申請および交付(受領書持参)、住民票の異動(転入・転出など)の受け付け、マイナンバーカードの申請受け付け・交付
- ※転入・転出、転居に伴うその他の手続き(健康保険など)はできません。
- ※旅券の申請・戸籍などの発行は、一部受け付けができない場合があります。(住所や本籍が海田町にない人の申請など)
- ※印鑑登録は、写真付身分証明書(運転免許証・マイナンバーカードなど)を持ってこられない場合、即日登録はできません。

## マイナンバーカード交付臨時窓口開設について

- マイナンバーカード(個人番号カード)の交付にかかる臨時窓口を毎月第4木曜日(祝日を除く)に開設します。
- 今月の臨時窓口 5月28日(木)17時15分～19時
  - 場所 住民課(役場2階)
  - ※マイナンバーカードの交付事務以外の業務は行いません。
  - 住民課(役場2階)
  - ☎823-9205 FAX.823-9627

## 海田東公民館証明書発行コーナー開設中

- 開設日時 毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く)8時30分～17時15分 開館は9時からです。(証明書発行のみ8時30分からは行っています)
- 業務内容 住民票、戸籍関係証明書、印鑑証明書、税の証明書の発行
- 住民課(役場2階)
- ☎823-9205 FAX.823-9627

## 国民年金保険料は納付期限までにきちんと納めましょう

令和8年4月から令和9年3月までの国民年金保険料は月額17,920円です。もしもの時に後悔することのないよう、保険料は納付期限までにきちんと納めましょう。納付期限は翌月末です。

＜保険料の納め忘れが続くと…＞

- ・老後に年金を受け取れない場合があります。
- ・障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。
- ※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

## 国民年金保険料の納付が困難な場合

- ・保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。
  - ・失業した人には、失業した本人の前年所得が審査から除外される特例があります。
- 納付が困難だからといってそのままにせず、必ず手続きをしてください。

- 広島南年金事務所 ☎253-7710
- 住民課(役場2階)
- ☎823-9206 FAX.823-9627

## 慰霊巡拝の実施について

厚生労働省では、政府派遣団の一員として、慰霊巡拝に参加する遺族代表を募集しています。

- 慰霊巡拝戦域 硫黄島、フィリピン等11地域
- 遺族代表の選考基準
  - ・慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の遺族であること
  - ・健康状態が良好で、航空機などによる長途の旅行および気候風土の異なる地域における旅行に耐えられる者であること
  - ・遺族代表としてふさわしい者であること
  - ※実施時期や参加方法などくわしくは、ホームページを確認してください。

- 広島県健康福祉局社会援護課
- ☎513-3036 FAX.502-8744
- 社会福祉課(役場2階)
- ☎823-9207 FAX.823-9627

## 経済センサス-活動調査への回答をお願いします

経済センサス-活動調査は、個人事業主を含む全ての企業・事業所が対象です。調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いいたします。

※4月中旬にインターネット回答用の書類が郵送されています。期日までに未回答だった事業所と、今回新たに把握した事業所のみ、調査員が直接調査票を配布します。

- かいたブランド課(役場3階)
- ☎823-9212 FAX.823-9203

## ユニセフ外国コイン募集

自宅に眠っている外国コインを、世界のこどもたちのために役立ててみませんか？集まったお金は、日本ユニセフ協会を通じて開発途上国のこどもたちの支援に役立てられます。

募金箱は、海田町国際交流協会に設置しています。(役場1階 住民活動センター内)

- 海田町国際交流協会
- ☎823-7611(FAX.兼用)

## 海田町議会の開会

6月の定例会は、6月2日(火)9時から議場(役場4階)で開会予定です。会議の様子は海田町ホームページでライブ配信します。

- 議会事務局(役場4階)
- ☎823-9218 FAX.823-9218

## 5月は赤十字運動月間です

皆さんの支援が、災害救護活動をはじめ、血液事業や国際活動など、日本赤十字社のさまざまな活動を支えています。

海田町区分は、自治会を通して会員への加入と、活動資金募集のお願いをしています。

- 日本赤十字社広島県支部
- 海田町区分(ひのうらセンター内)
- ☎820-0294 FAX.820-0293